

第1章

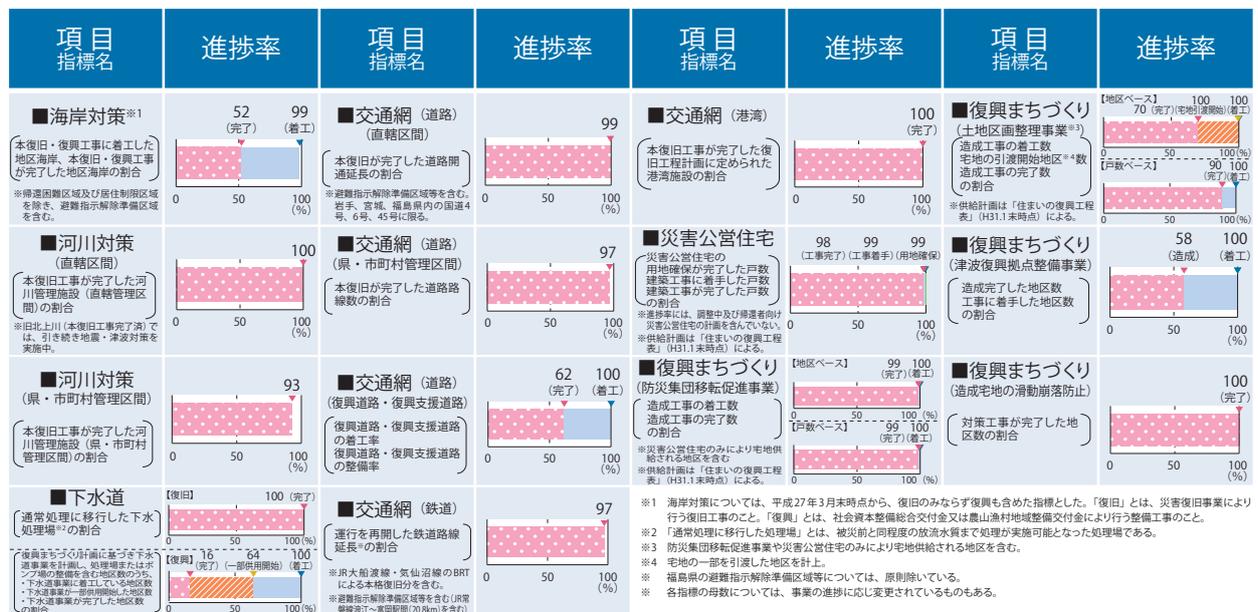
東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み

第1節 復旧・復興の現状と対応策

東日本大震災からの復興の加速は、国土交通省の最優先課題の一つである。発災当初は約47万人に上った避難者は減少したが、今なお、約4万8千人もの方々^{注1}が47都道府県、997市区町村^{注2}において避難生活を続けられている。生活インフラの復旧や住まいの再建、産業・生業の再生等については着実に進展している一方で、地域・個人からのニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援が必要となっている。国土交通省としては、令和2年度までの復興期間の「総仕上げ」に向け、地方整備局、地方運輸局、気象庁、海上保安庁等のそれぞれの現場において、総力を挙げて取り組みを進める。

道路・港湾等の基幹インフラの復旧・復興や、住まいの再建は順調に進んでおり、引き続き、着実に取り組みを進めていく。また、被災地における地域公共交通の維持・確保や観光の振興など、ソフト面での支援にも取り組んでいく。特に、観光の振興については、被災地における生業の再生のために重要であることから、風評の払拭に向けた取り組みなど東北への誘客促進について、各県の状況に応じてきめ細かく丁寧に取り組む。福島復興・再生については、特定復興再生拠点の整備等について、必要な支援を行う。

図表 II-1-1-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成31年1月末時点）



注1 47,892人。平成31年4月9日時点。復興庁調べ。
 注2 平成31年4月9日時点。復興庁調べ。

第2節

インフラ・交通の着実な復旧・復興

(1) 総論

国土交通省が所管する公共インフラについては、本格復旧・復興へ向けて、事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進している。今後も、被災地の要望を踏まえつつ、東北の復興を一日でも早く実現するよう取り組んでいく。

(2) 海岸対策

海岸堤防等については、平成31年3月末時点において、復旧・復興工事を行う670の地区海岸のうち、664地区で着工、400地区で完了している。その内、国施工区間（国が災害復旧を代行する区間を含む）約40kmについては、29年3月末で全延長において完了した。これらの工事の際には、津波が越流した場合であっても堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造上の工夫を、可能な限り取り入れることとしており、宮城県岩沼市や山元町においては、堤防と一体的な盛土や植生を配置した「緑の防潮堤」を整備している。また、災害廃棄物を堤防盛土材として積極的に活用するとともに、周辺の景観や自然環境にも十分配慮することとしている。

(3) 河川対策

被災した国管理区間の河川管理施設については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧工事が完了している。引き続き、本復旧工事に加えて必要な地震・津波対策を実施しており、令和2年度末までの完了を目指している。また、県・市町村管理区間においては、約9割の箇所において本復旧工事が完了している。

(4) 下水道

下水処理場については、被災処理場124箇所（福島県避難指示区域等内3箇所及び廃止2箇所を除く）すべてが復旧済である。また、被災した下水管984kmについては、平成31年3月末現在、915kmの本復旧が完了している。引き続き、復興計画と整合を図りつつ、早期の復旧・復興を目指すこととしている。

(5) 土砂災害対策

岩手県、宮城県、福島県において、東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策を推進していく。

(6) 道路

道路については、①高速道路は、平成27年3月1日に全線開通した常磐自動車道について、堅調に利用が図られているとともに、福島県浜通りを中心とした常磐自動車道沿線地域において企業立地の増加、雇用拡大に貢献している。また、常磐自動車道の一部4車線化及び付加車線の設置について、復興創生期間内での完成を目指すこととしている。さらに、追加ICの大熊IC、双葉ICについては、同年6月に事業化し、大熊ICは平成31年3月31日に開通した。②直轄国道は、24年度末までに本復旧をおおむね完了（なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、復興計画等を踏まえて復旧）、③復興道路・復興支援道路については被災地の復興まちづくりを支援するため、民間の技

術力を活用した事業推進体制（事業促進PPP）により、早期整備を目指している。震災後に事業化された区間も含め、これまでに全体550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定しているほか、30年度には、東北横断自動車道（釜石～花巻）全線約80kmが開通した。

（7）鉄道

東日本大震災により被災した路線のうち、三陸鉄道については平成26年4月、石巻線については27年3月、仙石線については同年5月に全面復旧した。また、大船渡線及び気仙沼線については、当面の公共交通を確保するため、仮復旧としてBRTが運行されてきたが、大船渡線については27年12月、気仙沼線については28年3月、BRT^注による本格復旧で合意がなされた。

山田線については、27年2月にJR東日本から三陸鉄道への運営移管についてJR東日本及び地元自治体等関係者が合意、同年3月に復旧工事に着手し、31年3月23日に三陸鉄道リアス線として運転が再開された。これにより、運休区間が残っているのはJR東日本の常磐線のみとなった。

その常磐線については、27年3月に『将来的に全線で運行を再開させる』との方針を決定し、28年3月に31年度末までの全線開通を目指すこととした。運休区間のうち、原ノ町～小高駅間は28年7月、相馬～浜吉田駅間は同年12月、小高～浪江駅間は29年4月、富岡～竜田駅間は同年10月に開通した。また、残る区間である浪江～富岡駅間は令和元年度末までの開通を目指すこととしている。

（8）港湾

港湾については、平成29年度に相馬港及び釜石港の防波堤が完成し、主要な港湾施設の災害復旧は完了した。経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の港湾施設の整備を行った。海上保安庁では、東日本大震災により被災した航路標識158基のうち、復旧が完了していない3基（平成31年3月時点）については、今後、港湾や防波堤の復旧に合わせて復旧していくこととしている。

また、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を進めるため、仙台塩釜港石巻港区や茨城港常陸那珂港区において海面処分場の整備を進め、24年度から災害廃棄物の埋立処分を実施したほか、被災地域の経済を支える物流拠点、エネルギー輸入拠点の形成に必要な港湾の整備として、29年度に仙台塩釜港仙台港区において国際物流ターミナルを供用開始するとともに、小名浜港等において民間事業者の動きと連動した岸壁、防波堤等の整備を実施している。

第3節

復興まちづくりの推進・居住の安定の確保

被災者が住まいの確保について見通しを持てるよう、地方公共団体からの報告に基づき、民間住宅等用地の供給及び災害公営住宅の整備の見通しを取りまとめた「住まいの復興工程表」を踏まえ、復興まちづくりの推進・居住の安定の確保に取り組んでいる。被災地における復興事業が本格化する中、被災市町村における人員やノウハウの不足を補い、円滑に事業を進める必要がある。

このため、被災地方公共団体等への人的支援や、被災地方公共団体の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、（独）都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援しているほか、事業の効率的

^注 Bus Rapid Transitの略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム

な実施のための手続に関する通知等による技術的支援や、支援施策を取りまとめたウェブサイト「復興まちづくり情報INDEX」の公開等による情報提供を行っている。

(1) 復興まちづくりの推進

復興まちづくりにおいては、住民の居住に適切でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を支援する防災集団移転促進事業や、津波被災市街地における現地再建や、高台等への移転先の宅地整備等を行うにあたって、宅地と道路等の公共施設を一体的に整備するなど総合的なまちづくりを支援する被災市街地復興区画整理事業等を実施している。

平成31年3月末時点で、防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づき実施が予定されている330のすべての地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、すべての地区において造成工事に着手し、329地区で造成工事が完了している。また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づく50地区すべてにおいて、事業認可、工事着手に至っており、44地区で造成工事が完了している。

(2) 居住の安定の確保

居住の安定を迅速に確保するため、自力での住宅再建・取得が可能な被災者に対しては、(独)住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を行っているほか、宅地に被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施している。また、既往の貸付けについても、最長5年間の払込み猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利引下げ措置を実施している。

また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体が公営住宅(災害公営住宅)の供給を進めており、その整備等に要する費用や入居者を対象とした家賃減額に要する費用に対する助成の拡充を行っているほか、入居者資格要件や譲渡に係る特例措置を講じている。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた方々(避難者や帰還者)について、災害公営住宅の入居等に関し、自然災害による被災者と同様の措置をとることにより、居住の安定の確保を図ることとしている。

図表 II-1-3-1 災害公営住宅の整備状況 (H31.3.31)

県	用地確保	設計着手	工事着手	工事完了	全体計画
岩手県	5,833戸 216地区	5,833戸 216地区	5,727戸 214地区	5,672戸 210地区	5,833戸
宮城県	15,823戸 443地区	15,823戸 443地区	15,823戸 443地区	15,823戸 443地区	15,823戸
福島県	8,122戸 190地区	8,027戸 188地区	7,917戸 184地区	7,867戸 183地区	8,122戸 ^(注)

(注)・計画戸数は、「住まいの復興工程表(平成31年3月末現在)」の戸数。
・福島県の災害公営住宅のうち、原発避難からの帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未確定。
資料)国土交通省

第4節

地域公共交通の確保と観光振興

(1) 地域公共交通の確保

東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対しては、地域公共交通確保維持改善事業を活用して被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援するため、同事業の補助要件の緩和等の特例措置を講じている。具体的には、地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持、また、避難所・仮設住宅・残存集落や病院、商店、公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする地域内のバス交通等の確保・維持について支援している。

(2) 観光振興

東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、2020年に東北6県の外国人延べ宿泊者数を150万人泊とする目標を掲げ、観光庁・日本政府観光局では、平成29年度に続き、東北に特化した海外主要市場向けデスティネーションキャンペーンとして、グローバルメディアを活用した東北の魅力の情報発信、市場毎のメディア・旅行会社招請や共同広告、オンライン旅行会社と連携した送客促進など東北への集中的なプロモーションを実施した。

また、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させるため、地域からの発案に基づき実施する体験プログラムなどの滞在コンテンツの充実・強化や、受入環境整備などのインバウンドを呼び込むための取組みを、平成28年度に設けた東北観光復興対策交付金により支援している。

その結果、観光庁の宿泊旅行統計調査によると、平成30年東北6県の外国人延べ宿泊者数（速報値）は121.4万人泊（対前年比25.6%増）となり、全国の伸び率8.4%増に比べ大きく伸びた。

さらに、福島県については、国内観光も含めて早期復興を最大限に促進するため、同県が実施する国内プロモーションや教育旅行再生事業等の風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行っている。

第5節

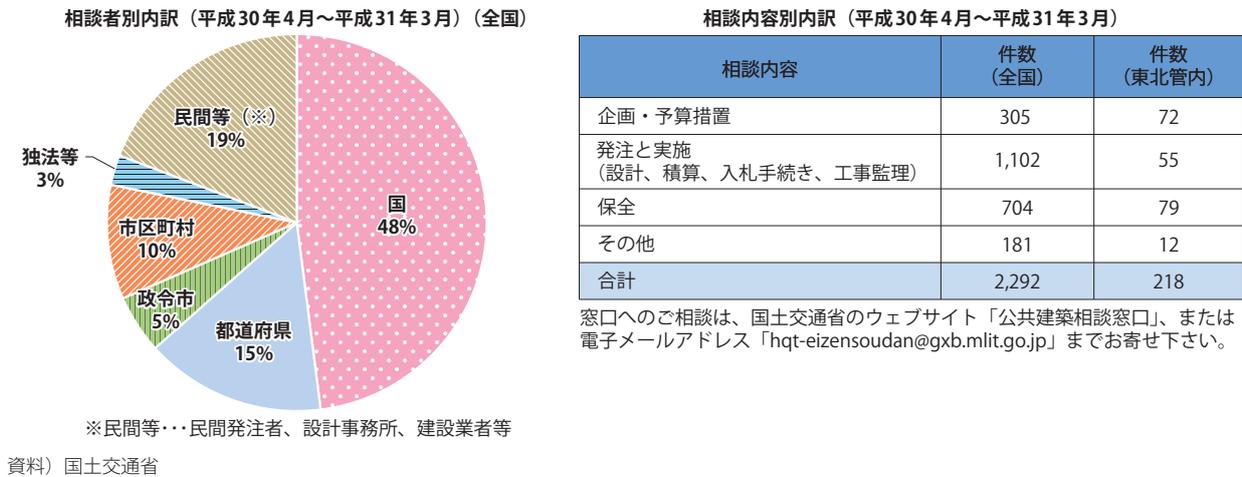
復興事業の円滑な施工の確保

被災地の復旧・復興事業についても、道路、鉄道等基幹インフラの復旧は着実に進んでおり、住宅再建・まちづくりについては、おおむね「住まいの復興工程表」どおりに進んでいる。

国土交通省では、復旧・復興事業の円滑な施工確保を図るため、「復興加速化会議」（平成25年3月以降9回開催）や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」（23年12月以降9回開催）において、関係機関や関係業界と連携しながら必要な対策を講じてきた。この中では、実勢価格に応じた予定価格の設定のため、被災三県の公共工事設計労務単価を25年4月より7度にわたり引き上げ、被災地の施工実態を踏まえた復興歩掛や復興係数の導入を行った。

さらに、災害公営住宅整備や学校、庁舎、病院等の公共建築工事についても、実勢価格や現場実態を的確に予定価格に反映させるため、災害公営住宅に係る標準建設費の特例措置の継続や、「営繕積算方式」等の普及を図るとともに、公共建築相談窓口における個別相談への丁寧な対応などにより、円滑な施工確保対策の取組みを進めている。

図表 II-1-5-1 公共建築相談窓口における対応状況（全国集計）



第6節

福島復興・再生等

東京電力（株）の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、避難指示区域における避難指示対象者数は、約2.3万人（内閣府調べ）^{注1}、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、4万人（福島県調べ）^{注2}に及んでいる。これまでに居住制限区域、避難指示解除準備区域の多くは避難指示が解除された。帰還に向けた環境整備を進め、帰還支援策や新生活支援を一層深化するとともに、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組みを拡充していく必要がある。

また、帰還困難区域においては、平成29年5月に公布・施行された改正福島復興再生特別措置法により、おおむね5年以内に避難指示を解除し居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度が創設された。双葉町、大熊町、浪江町、富岡町に加え、30年には飯館村と葛尾村における特定復興再生拠点区域復興再生計画について認定を行い、それぞれ整備を開始している。国土交通省としては、工程表に基づくインフラ復旧・復興、観光振興等を行っていく。また、特定復興再生拠点区域においては、自治体が行うインフラ整備事業の代行や、新市街地の整備の支援を行えるよう措置している。以上のような取組みを通じて、避難されている方々の一日も早い帰還・生活の再建を実現していく。

注1 平成31年4月1日現在。

注2 平成31年4月現在。

東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。同法は、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものである。

国土交通省では、津波災害に強い地域づくりのため、地方公共団体に対する支援として、同法の施行に関する技術的助言を通知するとともに、津波浸水想定の設定に関する手引きの公表、津波浸水想定に係る相談等の技術的支援を行っている。

平成31年3月末時点で、36道府県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表されている。また、12道府県において津波災害警戒区域が指定され、そのうち静岡県伊豆市において津波災害特別警戒区域が指定されている。さらに、12市町において津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）が作成されている。

被災地においては、24地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（31年3月末時点）など、「津波防災地域づくりに関する法律」を活用した復興の取組みも進められているところである。

また様々な津波に対して津波防災地域づくりを一層推進するため、平成30年12月には、部局横断的にワンストップで相談・提案を行う「津波防災地域づくり支援チーム」を立ち上げた。

今後とも、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、海岸堤防等のハード整備や避難訓練等のソフト施策を組み合わせることにより、国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。